

平成 27 年度 (2015 年度)

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

刑 法

**B 日程入試**

(注意)

1. 問題冊子 (表紙を含む) は 2 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

## 平成 27 年度（2015 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	刑	法
------	---	---

平成 9 年 2 月 27 日午後 2 時頃から、秋田県河辺郡の県道秋田雄和本荘線において、秋田警察署交通第二課の A 警部補の指揮の下に 9 名の警察官が座席ベルト装着義務違反の取締を開始した。

午後 2 時 20 分頃、現認係の B 巡査長から秋田番号の車両の運転手が座席ベルトをしていない旨の無線連絡を受けて、C 巡査が同車を停止させた。運転席から降りた被告人 X に対し、座席ベルト装着義務違反であることを告げたが、X は「ベルトは前に停まっていた覆面パトカーを見つけたから停まねばできねと思って外した。」「仕事が忙しいのであと帰る。」などと言ったので、A に応援を頼み、X を説得して移動交番車の中に入れてもらった。可動式テーブルの前の椅子に座らせ、免許証の提示を求め、説得の末、提示を受けて、X の氏名等が判明し、点数切符の作成を開始した。

点数切符は 10 組が 1 綴となっており、下敷き付きのバインダーではさんで使用するものであった。本件当時、8 組は既に使用されて取り去られており、C が作成しようとしていたのは 9 組目の点数切符である。X は、違反していない旨を主張し続けていたが、C は、報告票の自認書の欄に X の署名・押印を求めた。

C が、違反は現認されているし、点数は取られると話したところ、午後 2 時 55 分頃、作成中の点数切符を X が掴み取って、両手に握りつぶし、細かく引き裂いた。C は「何するんだ。返せ。」と言ったが、X は、破った切符をはいていたトレパンのポケットに入れて移動交番車から降り、自分の車に乗ってしまった。なお、X の車両はエンジンがかかっており、ドアがロックされていた。

以上の事実に基づき、秋田地裁（平成 9 年 9 月 2 日）は、被告人 X に対して、公用文書毀棄罪（刑法 258 条）の成立は認めたものの、公務執行妨害罪（刑法 95 条 1 項）の成立は認めなかった。ここで秋田地裁によって採られていると考えられる論理を説明した後、検察官の立場から、これに対する反論を述べなさい。